

戸田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び戸田市監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月 2日

戸田市長

菅原文仁

戸田市条例第14号

戸田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び戸田市監査委員条例の一部を改正する条例

(戸田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 戸田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(戸田市監査委員条例の一部改正)

第2条 戸田市監査委員条例（昭和51年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。